

土木部が発注する建設工事及び建設コンサルタントにおける電子契約について

茨城県土木部営繕課

茨城県土木部では、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組の一環として、建設工事及び建設コンサルタント業務において、電子契約を導入しております。

【電子契約のメリット】

- ・契約事務の時間（印刷、製本、郵送、押印等の作業）の削減
- ・費用（印紙代、郵送代、封筒代）の削減
- ・契約締結までの時間（郵送に要する時間の削減）
- ・テレワークの推進や新型コロナウイルスまん延防止に寄与

① 電子契約の希望について

＜建設工事の場合＞

・競争参加資格確認資料を提出する際、電子契約の希望の有無と、契約締結に利用するメールアドレス（契約締結権限者、担当者）を、電子契約用メールアドレス確認書に記載し、一緒に提出してください。

＜建設コンサルタントの場合＞

・入札書を提出する際、電子契約の希望の有無と、契約締結に利用するメールアドレス（契約締結権限者、担当者）を、電子契約用メールアドレス確認書に記載し、入札書と一緒に提出してください。

・電子入札システムにより入札書を提出する場合は、内訳書に代えて、電子契約用メールアドレス確認書を添付してください。

② 入札結果（落札）の通知

＜建設工事の場合＞

・電子入札システムで、入札結果（落札）の通知がありましたら、通常の契約の場合と同様に、建設リサイクル協議（対象工事の場合）、契約保証の手続を進めてください。

＜建設コンサルタントの場合＞・電子入札システムで、入札結果（落札）の通知がありましたら、③以下の手続きを行ってください。

③ 契約書等の作成

- ・ 監理課建設業担当ホームページから、様式をダウンロードして作成してください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/kennsetugyoutanntouho-mupe-jimenu.html>

< 建設工事の場合 >

- ・ 契約書（様式第2号）（電子契約用）（契約日は記載しないでください。）
- ・ 建設リサイクル対象工事の場合、備考別表1～3の該当するもの
- ・ 仲裁合意書（様式第3号）（電子契約用）（日付は記載しないでください。）
- ・ 課税事業者届出書又は免税事業者届出書（日付は提出日で結構です。）

< 建設コンサルタントの場合 >

- ・ 契約書（様式第2号）（電子契約用）（契約日は記載しないでください。）
- ・ 課税事業者届出書又は免税事業者届出書（日付は提出日で結構です。）

④ 契約書等及び契約保証の送付

- ・ 落札した日から5日以内（土日・休日を含まない。）に、③で作成した契約書、課（免）事業者届出書、契約保証（保証書等）の写しを発注機関の契約担当者に電子メールで送付してください。
- ・ 契約書等は、ワード形式のままで送付してください。
- ・ 契約保証（保証書等）の原本は、後日提出してください。

⑤ 契約書の確認、承認

- ・ 発注機関で決裁が終了しましたら、1で提出したメールアドレスに、契約書の確認依頼のメールが届きます。
- ・ メールが届きましたら、速やかに電子契約システムにアクセスし、契約書の内容を確認した上で、同意をしてください。
- ・ 電子契約システムの操作方法是、監理課建設業担当ホームページ内の「ご利用ガイド」からご覧になれます。なお、以下のアドレスから無料環境を体験することができます。

<https://www.cloudsign.jp/>

また、電子契約システムの不具合については総務部総務課総務担当（TEL029-301-2235、FAX029-301-2259）にお問い合わせください。

※注意

確認依頼のメールが届いた日のうちに、確認、同意ができない場合、契約書の契約日と、電子署名の日が一致しなくなります。その場合は、発注機関の契約担当者までご連絡ください。

⑥ 契約締結、契約書の保管

- ・⑤の同意後、契約書に電子署名が付与され、契約締結が完了します。
- ・契約締結が完了したことが電子メールで送信されますので、電子契約システムにアクセスし、契約書をダウンロードして保管してください。